

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| # | 分類 | 質問  | 回答  | 掲載日                                  |
|---|----|---|---|--------------------------------------|
| 1 | 全般 | 共通機能は国が構築・提供するのですか。   | 共通機能は本仕様書に従って、原則として事業者が構築し、地方公共団体がそれを利用することを想定しています。  | 2022/8/25                            |
| 2 | 全般 | 共通機能は、ガバメントクラウド上への構築が必須ですか。   | <p>共通機能の機能配置は、他の標準準拠システムと同様にガバメントクラウドの利用を第一に検討いただく必要があります。一方で、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）も含めた連携等も踏まえて検討するべきものであり、ガバメントクラウド上の構築を必須とするものではありません。</p> <p>なお、現在、総務省の補助金により整備を進められている申請管理システム（総務省仕様準拠）については、既にオンプレミス等での整備が進められていることを鑑み、機能配置する環境は適切にご判断いただければと思います。</p> | <p>2022/8/25</p> <p>2022/10/28更新</p> |
| 3 | 全般 | 共通機能の標準仕様として規定された機能以外の機能を追加することは可能ですか。  | <p>本仕様書が規定とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることは可能です。</p> <p>各標準準拠システムの標準仕様書で実装不可機能とされた機能を実装することはできません。</p>   | 2022/8/25                            |
| 4 | 全般 | 共通機能を地方公共団体ごとに構築、機能追加を許容すると、改修を原則認めないとする標準化の趣旨に反しませんか。  | <p>各業務の標準準拠システムに改修を発生させないために必要となる最低限の要件を本仕様書に規定しています。共通機能に任意で実装される機能はあくまで追加的な機能であり、標準準拠システムに改修を発生させるものではないと考えます。</p> <p>また、機能の追加を可能としているのは、あくまで事業者において共通機能として提供することが適切と判断される機能を提供することを想定したものであり、個別自治体の要求に応じたカスタマイズを許容するものではありません。</p>                             | <p>2022/8/25</p> <p>2023/3/30更新</p>  |
| 5 | 全般 | ひとつの地方公共団体において、複数事業者が提供する別々の共通機能システムを利用することは可能ですか。  | 可能ですが、両システムとも本仕様書に準拠する必要があります。  | 2022/8/25                            |
| 6 | 全般 | 同一の共通機能を別システムとして構築することは可能ですか（例えば、ガバメントクラウド上のシステム用の団体内統合宛名機能を有するシステムと、オンプレミス環境用の団体内統合宛名機能を有するシステムをそれぞれ構築するなど）。 | 実装方式は本仕様書で規定対象外となるため、地方公共団体の判断で実装、構築ください。   | 2022/8/25                            |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類   | 質問   | 回答   | 掲載日                                      |
|----|------|--|--|--|
| 7  | 全般   | 共通機能の開発や構築に関する費用はデジタル基盤改革支援補助金の対象となりますか。   | 開発費用や利用料は対象となりません。<br>共通機能標準仕様書における標準化対象範囲となっている共通機能については、標準化対象事務に係る機能であると解されるため、当該機能の標準準拠システムへの移行経費（補助対象経費A～F）は補助対象となります。<br>また、現在、共通機能標準仕様書の標準化対象範囲となっている共通機能を有するシステムについて、標準化対象範囲外の部分についても標準化対応に伴い経費が発生することも考えられるところ、その場合については、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行う場合に限り、補助対象経費E（関連システムとの円滑な連携に要する経費）は補助対象となります。<br>庁内データ連携機能で使用するオブジェクトストレージについては、アプリケーションがデータ連携を行う際に利用する機能であるため、その構築費用はアプリケーション開発に含まれるとして、補助金対象外経費Aに該当します。 | 2022/10/28<br>2023/3/30更新<br>2023/4/11更新 |
| 8  | 全般   | 「2類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）について、任意で実装することを可能とする」という記載について、「任意の実装」は、ガバメントクラウド上に実装可能でしょうか。   | 基幹業務システムの標準仕様書において実装不可機能と規定されている機能を除き、実装可能ですが、構築する基盤は、ガバメントクラウドも含め自治体において任意に選択可能です。  | 2022/10/28                               |
| 9  | 全般   | 標準準拠システムに段階的に移行する場合、共通機能をいつまでに実装（利用開始）すべきかについて規定や考え方はありますか。  | 地方公共団体において各標準準拠システムの移行時期を踏まえて共通機能の利用開始時期をご検討ください。  | 2022/10/28                               |
| 10 | 全般   | 個人番号を一意的番号と整理し、各標準準拠システムに住基CS照会機能付与したうえで4情報から個人番号を検索できるようにすることで団体内統合宛名機能を不要にすることはできませんか。   | 現時点においては、住民記録システム以外のシステムに住基CSと連携することは認められておりません。   | 2022/10/28                               |
| 11 | 全般   | 本仕様書の対象範囲の共通機能を利用しない場合も、全ての共通機能を実装する必要がありますか。  | 本仕様書の対象範囲としている共通機能を利用していない場合は、当該機能を利用する必要はありません。   | 2023/3/30                                |
| 12 | 全般   | 「本仕様書の対象外とした機能については、本仕様書の対象となった共通機能や各標準準拠システムと疎結合の形で実装することや、本仕様書の対象とされた共通機能と疎結合の形で構築することが可能である。」と記載がありますが、同一サーバ内で共通機能と対象外機能を分離して実装すれば疎結合であるといえますか。 | 同一サーバであっても、分離して実装されていれば疎結合であるといえます。この場合、 <b>地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書</b> で示す「 <b>独自施策システム等連携仕様</b> 」に従ってシステム間が連携している必要があります。  | 2023/3/30<br>2023/4/11更新                 |
| 13 | 全般   | すでに本仕様書の対象である共通機能を導入している場合、既存システムを引き続き利用することは認められますか。  | <b>標準仕様書にて規定する機能要件に準拠する必要があります。</b>  | 2023/3/30<br>2023/4/11更新                 |
| 14 | 申請管理 | ガバメントクラウド申請管理機能の提供開始後も、申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用できますか。  | 申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することは可能です。   | 2022/8/25                                |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類        | 質問   | 回答  | 掲載日                       |
|----|-----------|--|---|---------------------------|
| 15 | 申請管理      | ガバメントクラウド申請管理機能の提供開始後には申請管理システム（総務省仕様準拠）からの移行が必須ですか。   | 申請管理システム（総務省仕様準拠）からガバメントクラウド申請管理機能への移行は必須ではないため、申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能です。  | 2022/8/25                 |
| 16 | 申請管理      | 申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用する場合、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されたAPI仕様書に準拠した改修は必須ですか。                             | 申請管理システム（総務省仕様準拠）と標準準拠システムとの連携については、 <a href="#">ファイル連携</a> となります。<br>画面からの転記、RPA等管理ツールを利用する場合は、改修は必須ではありません。また、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」において規定される連携方式3、4を利用する場合においては、基幹業務システムに標準オプション機能として実装が可能です。   | 2022/8/25<br>2023/3/30更新  |
| 17 | 申請管理      | 申請管理システム（総務省仕様準拠）の構築が進む中で、別途ガバメントクラウド申請管理機能を開発するのはなぜか。また、ガバメントクラウド申請管理機能と申請管理システム（総務省仕様準拠）にはどのような機能差を設ける想定ですか。 | 標準化とあわせて国で検討を進めるトータルデザインの観点から、情報連携基盤の検討を行っており、その基盤の一部としてガバメントクラウド申請管理機能の提供を検討しています。ガバメントクラウド申請管理機能の詳細は検討を進めており、別途お示しする予定です。   | 2022/8/25                 |
| 18 | 申請管理      | マイナポータル以外の電子申請システムと申請管理機能の連携機能を任意で実装することは認められますか。  | マイナポータル以外の電子申請システムと申請管理機能の連携については、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン」においては想定していません。  | 2023/3/30                 |
| 19 | 申請管理      | 紙による申請についても、共通機能の申請管理機能を利用できますか。   | 現時点においては、紙による申請は、申請管理機能を用いず直接基幹業務システムに登録することを想定しています。   | 2023/3/30                 |
| 20 | 庁内データ連携機能 | 庁内データ連携機能の実装方式は、「RESTによる公開用API連携」、「ファイル連携」の両方が実装必須ですか。また、「公開用VIEW連携」等の他の連携方式を採用することはできますか。                     | 標準準拠システム間の連携及び標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の連携は、「RESTによる公開用API連携」と「ファイルによる連携」の2つの連携方式であり、「公開用VIEW連携」等のその他の連携方式は認められません。<br>なお、連携するデータごとの連携方式は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」をご参照ください。   | 2022/8/25<br>2022/10/28更新 |
| 21 | 庁内データ連携機能 | APPLICの地域情報プラットフォームガイドラインで示されている統合DB機能による連携方式は利用することは可能ですか。  | 「統合DB」による庁内データ連携機能の実装は、全ての地方公共団体において必要とされているものではないことから、標準仕様の規定対象外としています。一方で、本仕様書で規定しない共通機能についても、地方公共団体の事情を踏まえて必要なものは、本仕様書が規定とする共通機能、標準準拠システムと疎結合の形で構築することを妨げません。<br>「統合DB」は、標準準拠システム間の連携を仲介するものと理解しており、連携の際に統合DBがあたかも連携先または連携元の標準準拠システムのように振る舞うことで、標準準拠システムに改修を発生させずに連携の仲介を実現するのであれば、問題ありません。 | 2022/8/25                 |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類        | 質問  | 回答   | 掲載日                                      |
|----|-----------|---|--|--|
| 22 | 庁内データ連携機能 | CSV形式以外のファイル形式（固定長ファイル、XML、ZIP、TSV等）での連携は、今後認められない認識で良いですか。また、認められない理由を教えてください。                                 | 標準準拠システム間の連携及び標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）のファイル連携においては、CSVファイル以外は認められません。これは、標準準拠システム（共通機能を含む）のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにし、別の標準準拠システムへの移行時の改修を不要とするためのものです。<br><br>なお、本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバー等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従います。   | 2022/8/25<br>2022/10/28更新<br>2023/4/11更新 |
| 23 | 庁内データ連携機能 | ファイル連携の実装方式や環境、実装を行う主体についての規定はありますか。  | クラウドで提供されるオブジェクトストレージを利用することを原則とし、対応が困難な場合にはファイルサーバを構築し、連携することも可能です。<br>「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」で規定しています。   | 2022/8/25<br>2023/3/30更新                 |
| 24 | 庁内データ連携機能 | 庁内データ連携機能に関して、ダブルクォーテーションをCSVカラムに含める場合のエスケープ等の詳細な規定はありますか。  | 本仕様書は機能要件を定義するものであることから、ダブルクォーテーションをCSVカラムに含める場合のエスケープ等の詳細な規定を予定していません。  | 2022/8/25                                |
| 25 | 庁内データ連携機能 | 住民の異動情報など更新頻度が高いものについては、リアルタイムのデータ連携のために、提供側の基幹業務システムからのPUSH型での提供が必要ではないですか。                                    | 基幹業務システム間のデータ連携は、ファイル連携で行います。「機能別連携仕様」で随時連携と規定されている連携は、即時での連携が可能です。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新                 |
| 26 | 庁内データ連携機能 | 移行過渡期において、標準準拠システムから標準準拠未対応システムや標準準拠システム以外のシステムへのデータ連携・文字コードの変換等はどうに対応すればよいですか。統合DB等を設けてインターフェースの差異を吸収してもよいですか。 | 標準準拠システムは「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」及び本仕様書における庁内データ連携機能に規定された連携方式によってのみ連携が可能です。そのため、段階的に基幹業務システムの標準化対応を行う場合には移行期間や連携先システムの改修コスト等の実情を踏まえて対応方針を検討いただく必要があります。<br>統合DB等を実装して、対応することも妨げません。  | 2022/8/25                                |
| 27 | 庁内データ連携機能 | 0.8版において、「別途提示する」とされていたAPIの認証に関する検討状況を教えてください。  | 機能要件及び各API仕様書に記載のとおり、OAuth2.0（アクセストークン：Bearer client_secret_jwt）による認証を標準仕様と規定しました。<br>なお、今後国で統一ID基盤の整備が検討されていることから、暫定措置として、OAuth2.0（アクセストークン：Bearer client_secret_basic）も実装可能とします。<br>また、API Keyについては原則がバメントクラウドでは認めないものの、認可サーバの設置が難しいオンプレミス環境等においては、当面の間、認めることとしました。<br><br>認証方式に関しては以上のとおりであり、詳細は「地方公共団体情報システム認証機能に関するリファレンスガイド」を確認してください。 | 2022/8/25<br>2023/3/30更新                 |
| 28 | 庁内データ連携機能 | 移行過渡期に限り標準準拠システムに既存の連携機能を有してもよいでしょうか。   | 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】 4.1.2連携要件の標準にて規定しています。  | 2022/10/28                               |

| #  | 分類        | 質問   | 回答   | 掲載日                                      |
|----|-----------|--|--|--|
| 29 | 庁内データ連携機能 | 広域連合や一部事務組合が複数の地方公共団体から事務を移管され当該事務の標準準拠システムを利用している場合、移管元の地方公共団体の他の標準準拠システムとのデータ連携はどの様になりますか。 | 標準準拠システム同士のデータ連携は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」により定められた連携が必要となります。<br><br>広域連合や一部事務組合が、一部の事務を移管されそこで利用されている標準準拠システムにおいても例外ではなく、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」にて定められている連携が「API連携」である場合には、広域連合→構成市☒町村間の通信をその外部との通信と論理的に分離するといった対応と合わせて、広域連合→構成市☒町村間の通信を利用した「RESTによる公開用API連携」が必要です。<br><br>例えば、地方公共団体から広域連合等に介護保険事務が移管され、広域連合等が利用している介護保険標準準拠システムと、移管元の地方公共団体が利用する個人住民税標準準拠システムの間には、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」により、「API連携」が定義されています。この場合、当該広域連合等の利用する介護保険標準準拠システムと、地方公共団体が利用する個人住民税標準準拠システムの間では、「RESTによる公開用API連携」が必要となります。 | 2022/10/28<br>2023/3/30更新<br>2023/4/11更新 |
| 30 | 庁内データ連携機能 | データ連携元との整合性を確認する機能について、規定する予定はありますか。   | 標準仕様として規定する予定はありませんが、任意で機能を追加することは妨げません。また、標準仕様で示す範囲においても、ファイル連携により、各基幹業務システムでデータを保持することも考えられ、全件連携を行うこと等で整合性確認が可能になると考えられます。   | 2023/3/30                                |
| 31 | 庁内データ連携機能 | API連携における認証方式をOAuth2.0としたのはなぜですか。  | 相互運用性を確保するため、認証方式を規定しました。RFCで規定された方式が望ましく、OAuth2.0の中でも、一定レベルのセキュリティ強度が確保されている「FAPI Part1:baseline」を満たすことから、「OAuth2.0（トークンタイプ：Bearer、認証方式：client_secret_jwt）」を採用しました。   | 2023/3/30                                |
| 32 | 庁内データ連携機能 | 外部システムとファイル連携を行う際、庁内データ連携で用いるオブジェクトストレージを利用することは可能ですか。                                       | 外部システムが対応可能であれば、利用を妨げるものではありません。外部システムとの連携に利用するあたっては、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及びデジタル庁が示す「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準拠したセキュリティ対策を施してください。  | 2023/3/30                                |
| 33 | 庁内データ連携機能 | 2.0版においてオブジェクトストレージを利用する方式となった理由は何故ですか。  | オンプレミスを前提としたFTP等のファイルサーバと比較し、構築費用、コストパフォーマンス、信頼性や可用性について優れていること。また、ファイル操作に伴う通知や他サービスとの連携を簡易に実現できることから、オブジェクトストレージを利用することを方式としています。   | 2023/3/30                                |
| 34 | 庁内データ連携機能 | 本仕様書で示されている庁内データ連携機能の節で示す内容の対象範囲に、外部システムとの連携は含まれますか。   | 外部システムとの連携については本仕様書の対象外です。   | 2023/3/30                                |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類           | 質問  | 回答  | 掲載日                      |
|----|--------------|---|---|--------------------------|
| 35 | 庁内データ連携機能    | 退避・移動したファイルの保存期間について「日次処理30日分・月次処理3か月分・年次処理13か月間を最低限保存すること。」とありますが、より長い期間を保存期間とすることは可能ですか。  | 当該要件より長い期間を保存期間とすることは可能です。  | 2023/3/30                |
| 36 | 庁内データ連携機能    | 独自施策システム等IDについては、誰が・どのように付番するのでしょうか。  | 独自施策システム等IDは自治体内で一意に付番、管理していただきます。  | 2023/3/30                |
| 37 | 庁内データ連携機能    | 「提供側業務システムが、連携ファイルをCSV形式以外でデータを作成すること。」が実装不可機能として記載されていますが、他の箇所の記載からはCSV形式以外での連携が許容されるケースもあるように読めます。                                      | 当該実装不可機能は、データ要件・連携要件に規定された連携を想定しています。外部システムとの連携や別途規定する過渡期における連携等については対象になりません。            | 2023/3/30                |
| 38 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者の基本4情報が揃わない場合であっても、取得できている情報のみで住登外者宛名番号の付番依頼を行うことは可能ですか。  | 可能です。   | 2022/8/25                |
| 39 | 住登外者宛名番号管理機能 | 複数の業務で1つの住登外者宛名番号を使用している場合、業務IDごとにレコードを分けるのではなく、1レコード内に業務IDを複数持つという考えで良いですか。また、データ抽出時のAPIレスポンスも、複数業務IDがある場合、業務IDの項目だけ複数分返ってくるという考えで良いですか。 | 住登外者宛名番号と業務IDについては、ご認識のとおりです。APIについても、複数の業務IDが1レコードに格納されます。                               | 2022/8/25                |
| 40 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者の情報に変更になった場合（住登外者で無くなった場合も含む）、どのように変更履歴の管理を行うのですか。  | 2.0版において、住登外者宛名基本情報の更新履歴管理機能を規定しました。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新 |
| 41 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者の基本4情報を変更した場合、各標準準拠システムへはどのように変更通知が送られるのですか。  | 住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名番号を付番するための機能であり、基本4情報の正本は各標準準拠システムで管理するため、住登外者宛名番号管理機能から変更通知は送信しません。  | 2022/8/25                |
| 42 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名基本情報に関する登録、結果の送信機能をバッチ処理で実装することは可能ですか。  | バッチ処理は標準準拠システムで実装する機能であり、本仕様書の規定対象外であるため、標準準拠システムの標準仕様書にバッチ処理の機能が規定されていれば実装可能であると認識しています。 | 2022/8/25                |
| 43 | 住登外者宛名番号管理機能 | 基本4情報を取得できず名寄せができないことも想定されますが、住登外者宛名番号管理機能への登録対象は、地方公共団体が任意で選定することも可能ですか。   | 標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号を付番する場合には、住登外者宛名番号機能を利用いただく必要があります。                                   | 2022/8/25                |
| 44 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者の削除後も履歴・経緯を確認できるようにする必要があると考えていますが、履歴には登録時の業務IDも保持できますか（利用当時に、どのような事務で使われていた宛名か確認するため）。   | 2.0版において、住登外者宛名基本情報の更新履歴管理機能を規定しました。業務IDを保持することも可能です。                                     | 2022/8/25<br>2023/3/30更新 |
| 45 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名情報を削除するという記載はDBからの物理削除、論理削除（DB上にデータは記録されているが、API等による他業務への提供を行わない）のどちらですか。   | 本仕様書では、物理削除、論理削除等の削除の実装については規定しません。   | 2022/8/25                |

| #  | 分類           | 質問   | 回答  | 掲載日                       |
|----|--------------|--|---|---------------------------|
| 46 | 住登外者宛名番号管理機能 | 標準準拠システムが住登外者削除情報を送信した後に、他の標準準拠システムが同一人の住登外者登録をした場合、住登外者宛名番号管理機能はどのような処理を行うのですか。   | 同一人の住登外者登録を行う際の住登外者宛名基本情報検索機能により、住登外者の削除履歴を含めて検索し、候補者を抽出します。その上で、当該宛名と同一人と判断し、宛名番号を再度利用するか、同一人と判断せず新規に付番するかを選択することが可能です。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新  |
| 47 | 住登外者宛名番号管理機能 | 同一の住登外者に対して宛名番号の異なる宛名を作成してしまったケースにおいて、団体内統合宛名機能にて個人番号を利用することで各宛名が同一人であることが確認できた場合、住登外者宛名番号管理機能における名寄せに利用するために、団体内統合宛名機能での同定結果を住登外者宛名番号管理機能へ連携することは出来ますか。 | 住登外者宛名番号管理機能は住登外者宛名番号の付番・管理に特化した機能であり、名寄せの処理自体は標準準拠システム側で行われることを想定しており、住登外者宛名番号管理機能は標準準拠システムから連携される名寄せ情報に基づいて、住登外者宛名番号の名寄せを実施します。<br>したがって、ご質問のケースのような団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の連携については標準仕様として規定していません。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新  |
| 48 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名番号管理機能にてDV情報の管理が必要ではないですか。例えば、介護でDV支援措置対象となっている方を税で住登外者登録する際、税側でも介護同様に管理上の考慮が発生するためです。   | 本機能が保持する情報は付番のための情報であり、業務間で連携することを目的とした情報ではないため、DV支援措置の情報は不要と判断しています。   | 2022/8/25                 |
| 49 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名管理機能でDV情報を管理する際に、旧氏使用、通称名の使用有無等により、対象の宛名情報が抽出できない可能性があります。宛名履歴や通称名を管理することは可能ですか。   | 本仕様書では住登外者宛名番号の付番及び管理のために必要となる最低限の機能要件を規定しており、地方公共団体が必要と判断する機能を住登外者宛名番号管理機能に任意で追加することは妨げません。  | 2022/8/25<br>2023/4/11更新  |
| 50 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者の個人情報、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に掲載された情報とは異なると考えていますが、位置づけはどのように捉えればよいですか。  | 住登外者の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）では、「利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。」とされており、地方公共団体において必要な利用目的を特定する必要があります。<br>また、「例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合」について、以下の場合に認めることとされています。<br><br>行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号） | 2022/8/25                 |
| 51 | 住登外者宛名番号管理機能 | 法人宛名番号は住登外宛名と同様に20業務のほとんどで利用する情報ですが、住登外者宛名番号管理機能の対象に法人宛名管理は含まれないのですか。その場合、法人宛名番号はどのように管理すればよいですか。  | 法人宛名番号については住民・住登外者と比較し、所持する項目が大きく異なること、また法人の性質も様々であることから、本仕様書の対象外と判断しました。したがって、法人宛名番号の管理に関する機能は、各基幹業務システムの標準仕様書に規定のある場合を除き、標準準拠システムとは疎結合の形で実装いただく必要があると考えます。  | 2022/8/25                 |
| 52 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名番号管理機能の利用開始にあたっては、名寄せの完了が条件となりますか。   | 初期データ移行の名寄せは必須としません。ただし、初期データ移行に際し住登外者宛名番号が重複する場合は重複番号に対する対応が必要となります。   | 2022/8/25                 |
| 53 | 住登外者宛名番号管理機能 | 標準準拠システム以外のシステムで管理されている住登外者の情報も初期セットアップとして名寄せの対象となりますか。  | 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）が住登外者宛名番号管理機能を利用することは任意ですので、名寄せの要否についても各地方公共団体にてご判断ください。   | 2022/8/25<br>2022/10/28更新 |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類           | 質問  | 回答   | 掲載日                       |
|----|--------------|---|--|---------------------------|
| 54 | 住登外者宛名番号管理機能 | 0.8版から1.0版案にかけての修正点として、住登外者宛名番号管理機能において個人番号が管理できることとなっていますが、個人番号の管理は必須ですか。                  | 個人番号の管理は、必須ではありません。<br>自業務が利用する範囲において個人番号を管理することは可能ですが、共通機能における宛名番号の付番のために個人番号を利用するためには、番号法第9条第2項に基づく条例の定めが必要です。                                     | 2022/8/25<br>2023/3/30更新  |
| 55 | 住登外者宛名番号管理機能 | ある業務システムが住登外者宛名番号管理機能に登録した住登外者宛名情報を、他の業務システムが更新・削除して問題ないでしょうか。                              | 住登外者宛名番号管理機能における基本4情報はあくまで付番のための情報であるため、更新することは問題ないものと考えます。<br>また、住登外者宛名番号の削除については、当該業務の業務IDのみが削除されるため、他の業務が利用する住登外者宛名番号が削除されることはありません。              | 2023/3/30                 |
| 56 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者宛名番号管理機能の追加機能として個人番号に関する機能を実装することは、標準仕様書上問題ないとの理解でよいですか。                                | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の別表に掲げる事務においては、当該事務の範囲において利用することが可能です。他の事務で利用するための突合等に利用する場合は、第9条第2項に基づく条例の定めが必要です。                               | 2023/3/30                 |
| 57 | 住登外者宛名番号管理機能 | 住登外者として当該市に最初に登録された人が、その後転入してきた場合は、新規に住民宛名番号を付番されますか。                                       | 現時点において、住民記録システムでの転入において、住登外者宛名番号管理機能に対して基本4情報で突合し、住登外者宛名番号を利用することはできません。  | 2023/3/30                 |
| 58 | 住登外者宛名番号管理機能 | 排他制御はどのように行う想定ですか。  | ファイル連携のデータを更新する場合においては、オンラインで更新処理が競合することは想定されず、連携ファイルを順次取り込むことを想定しています。  | 2023/3/30                 |
| 59 | 団体内統合宛名機能    | 標準仕様書に規定された団体内統合宛名機能を経由せずに、中間サーバには連携することは可能ですか。   | 標準化後においては、標準準拠システムは団体内統合宛名機能を経由して中間サーバと連携することとなります。  | 2022/8/25<br>2023/4/11更新  |
| 60 | 団体内統合宛名機能    | 各標準準拠システムは団体内統合宛名番号を保持しないのですか。  | 各標準準拠システムにおいては団体内統合宛名番号を保持しない方針としています。また、この方針に沿って基幹業務システムの標準仕様書を策定しました。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新  |
| 61 | 団体内統合宛名機能    | 現在利用中の団体内統合宛名管理システムも、申請管理システム（総務省仕様準拠）と同様に継続利用することは可能ですか。                                   | 既存の団体内統合宛名システムにおいては、標準化対応として、本仕様書で規定する団体内統合宛名機能の機能要件に準拠する必要があります。  | 2022/8/25                 |
| 62 | 団体内統合宛名機能    | 団体内統合宛名番号付番APIは、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）は利用しない想定でしょうか。                                   | 団体内統合宛名番号付番APIについては、2.0版において廃止しました。  | 2022/10/28<br>2023/3/30更新 |
| 63 | EUC          | 共通機能の標準仕様として規定された機能以外の機能を追加することは可能ですか。  | 本仕様書が規定とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることとを妨げません。<br>一方、各標準準拠システムの標準仕様書で実装不可機能とされた機能を実装することはできません。                                | 2022/10/28                |
| 64 | EUC          | 「EUC機能で利用するデータソースは当該機能専用のデータソースとして整備すること」とありますが、各標準準拠システムのデータベースとは別にデータソースを整備するという認識でよいですか。 | 2.0版において、「EUC機能で利用するデータソースは当該機能専用のデータソースとして整備すること」という記載を削除しました。<br>従って、各標準準拠システムのデータベースを利用することも、標準準拠システムから基本データリストを連携し、EUC機能専用のデータソースとして利用することも可能です。 | 2022/10/28<br>2023/3/30更新 |

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ

2023年4月11日現在

| #  | 分類        | 質問  | 回答  | 掲載日                      |
|----|-----------|---|---|--------------------------|
| 65 | EUC       | 個別の標準準拠システムでEUC機能を実装すれば、共通機能標準仕様書に記載された各業務横断的に利用できるEUC機能は実装する必要はない、という理解でよいですか。         | 個別の標準準拠システムで実装される場合は、業務横断的に利用できるEUC機能を実装する必要はありません。   | 2023/3/30                |
| 66 | 統合収滞納管理機能 | 統合収滞納管理機能の実装は必須でしょうか。任意の場合、統合収納管理機能が統合滞納管理機能のいずれか一方のみを実装してもよいのでしょうか。                    | 共通機能の実装は各地方自治体の任意です。必ずしも共通機能としての統合収納管理・統合滞納管理を利用しなければならないということではなく、いずれか一方のみでも構わないほか、業務個別の収納管理機能・滞納管理機能のみを利用することも可能です。   | 2023/3/30                |
| 67 | 統合収滞納管理機能 | 各賦課業務に規定されない標準準拠システムにおいても、統合収滞納管理機能を利用することは可能でしょうか。                                     | 各賦課業務に規定されない標準準拠システムも、統合収滞納管理機能を利用することが可能です。また、標準化対象外事務についても、利用することが可能です。   | 2023/3/30                |
| 68 | 統合収滞納管理機能 | 標準準拠システム以外のシステムとのデータ連携について、統合収滞納管理システムがオブジェクトストレージ経由で標準準拠システム以外のシステムとデータ連携することは許容されますか。 | 統合収滞納管理システムがオブジェクトストレージ経由で標準準拠システム以外のシステムとデータ連携することは、許容されます。  | 2023/3/30                |
| 69 | その他       | 標準化基本方針0.8版に記載のあった職員認証機能について、標準仕様書の対象から除外したのはなぜですか。                                     | 共通機能としてシングルサインオンを行う場合の認証方式を規定することを検討していましたが、事業者や自治体の状況を調査したところ、職員認証機能の標準化のためには、標準準拠システムだけでなく、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）も含めた一体的な検討、全庁的な見直しが必要となるケースが多いことを踏まえ、本仕様書の対象外とすることとしました。今後、国における公的機関統一ID基盤の構築等の取り組みも踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。<br><br>なお、標準仕様書としては規定しませんが、「地方公共団体情報システム認証機能に関するリファレンスガイド」において、庁内データ連携機能における認証機能とあわせて職員認証機能についてのリファレンス、実装例等を記載しています。 | 2022/8/25<br>2023/3/30更新 |
| 70 | その他       | 今回標準仕様が示された機能以外について、今後、標準仕様を示す予定はありますか。   | 本仕様書で規定した機能については、現行の業務システムにおける共通的な機能としての整備の状況や個別の基幹業務システムに依存しない形での機能の定義の容易性の観点から、対象範囲を定めているものであり、今後、各標準仕様書の改定等にあわせて対象範囲を見直すことはあり得ます。  | 2022/8/25<br>2023/3/30更新 |